

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | 資料番号 | 8 | 担当課 | 男女参画・子育て支援課 |
|--|---------|------|-----|----------|-------------|
| 法令名 | 児童扶養手当法 | 根拠条項 | 4-1 | 不利益処分の種類 | 受給資格の喪失 |
| <p>○児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号） （用語の定義）</p> <p>第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）</p> <p>三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）</p> <p>四 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付</p> <p>五 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付</p> <p>六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和三十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付</p> <p>七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金たる給付</p> <p>八 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）</p> <p>九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付</p> <p>十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償</p> <p>十一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償</p> <p>十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償</p> <p>3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。</p> | | | | | |

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

- イ 父母が婚姻を解消した児童
- ロ 父が死亡した児童
- ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ニ 父の生死が明らかでない児童
- ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

- イ 父母が婚姻を解消した児童
- ロ 母が死亡した児童
- ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ニ 母の生死が明らかでない児童
- ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

- 一 日本国内に住所を有しないとき。
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項に規定する里親に委託されているとき。
- 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- 四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。
- 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- 六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

○児童扶養手当法施行令（昭和三十六年十二月七日政令第四百五号）

（法第三条第一項及び第四条第一項第一号ハの政令で定める程度の障害の状態）

第一条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

（法第四条第一項第一号ホの政令で定める児童）

第一条の二 法第四条第一項第一号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 三 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 四 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童
- 五 前号に該当するかどうか不明でない児童

（法第四条第一項第二号ホの政令で定める児童）

第二条 法第四条第一項第二号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 母が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 三 母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 四 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 五 前号に該当するかどうか不明でない児童

別表第一（第一条、第八条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 そしやくの機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢のすべての指を欠くもの
- 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は

日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二 (第一条関係)

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの

三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四 両上肢のすべての指を欠くもの

五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

七 両下肢を足関節以上で欠くもの

八 体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。